

経理的基礎についての御説明

4(1)資金計画に関する区分について

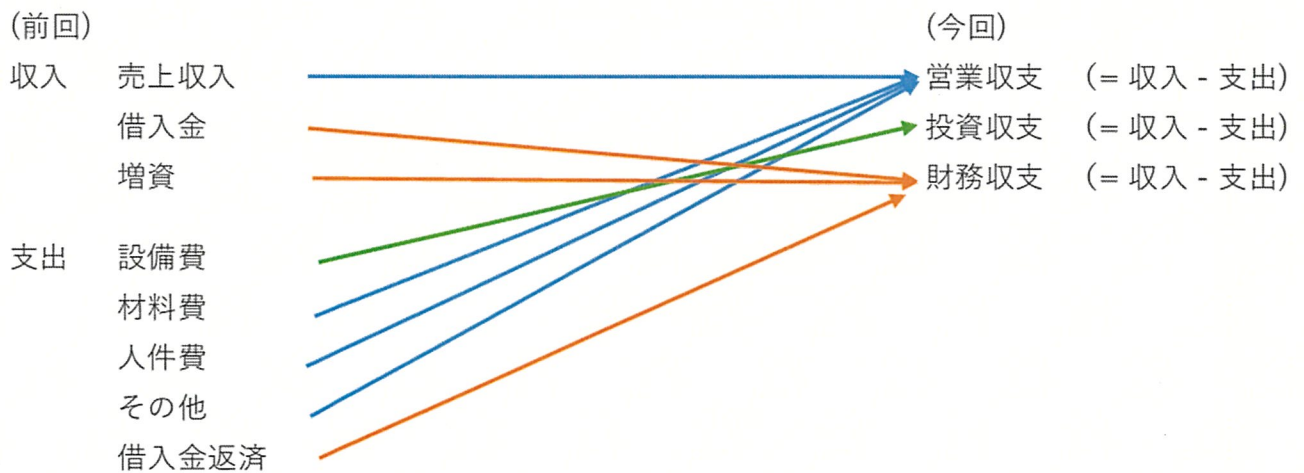
現事業許可（原規規発第 1711011 号）の申請書においては、新規制対応”工事”に関する資金計画についての御説明であったため、その支出内容として主に(工事に関する)設備投資を示す形として、支出の項目を区分しました。

一方、今回の分割認可申請書においては、”工事”ではなく、”事業(会社)”の組織再編(吸収分割)に関するものであるため、一般的な事業(会社)の資金収支(キャッシュフロー)を示す区分としております。

また、※欄の [ ] については、三菱重工業株式会社から三菱原子燃料株式会社への [ ] であり財務収支の収入としての内数であります。他に令和 4 年に三菱原子燃料株式会社から三菱重工業株式会社への [ ] があり、令和 4 年の財務収支には合算した [ ] が表示されております。

なお、 [ ]

現事業許可の申請書(前回)と分割認可申請書(今回)の収支区分の対応は以下の通りです。



4(1)資金計画 分割における資金について

令和 5 (2023) 年 3 月 15 日の効力発生日において次年度への繰越金 [ ] を三菱原子燃料株式会社から MHI 原子燃料株式会社に分割し、MHI 原子燃料株式会社の効力発生日時点の資金は [ ] となる予定です。

#### 4(2)事業の収支見積りと 4(1)資金計画の関連について

4(2)事業の収支見積りは、事業(会社)全体の損益(Profit & Loss(PL))を示しております。一方で 4(1)資金計画は事業(会社)全体の資金収支(キャッシュフロー(CF))を示しております。

一般に営業収支と純利益の関連は以下の通りです。

営業収支 = 純利益 + 非資金損益項目等(減価償却費・運転資金増減等)

したがって、4(1)の営業収支と 4(2)の純利益の差分は主に  の非資金損益項目等(資金収支には含まれないが損益には含む項目(逆も含む))になります。

	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
4.(1) 営業収支					
4.(2) 純利益					
営業収支と純利益 の差分要因					

注記：

資料中  部は商業機密に係る情報に該当するため、一部又は全部を公開不可と致します。